

裏面白紙

昭和三十一年九月二日

昭和三十一年九月二日

両長官協議事項

- 一 内閣・総理府の職員について
- 二 所掌事務の大別のうち特に説明を要するもの
 - (1) 内閣官房長官と協議を要する人事
 - (2) 行政各部の施策の統一保持上必要な総合調整に関すること
 - (3) 各種審議会等について
 - 三 官邸事務所等について
 - 四 内閣・総理府分離に伴う予算上の措置及び今後の会計事務の運用について
 - 五 広報参与制の運営について

供覽

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房長官

内閣官房長官

首席内閣参事官

内閣参事官

総理府参事官

総理府参事官

総理府

c01

170

一 内閣・総理府の職員について

内閣に本務を有する職員は、内閣参事官一名、参議官七人、調査官七人その他二十一人計三十六人である。

右の數には、調査室の全員が含まれてゐるが、内閣参事官には総理府の総務課長、人事課長及び会計課長が併任の資格で加わり、又参議官には、総理府参事官四人は併任の資格で加わつてゐる。なお総理府の総務課、人事課、会計課の殆ど全員及び参議室の一部職員は内閣官房職員を併任し、それぞれ内閣参事官室及び内閣参議室に勤務する。

又内閣に本務を有する内閣参事官及び内閣参議官は、総理府事務官を併任することとなつてゐる。

総理府

ニ 所掌事務の大別のうち特に説明を要するもの

(1) 内閣官房長官と協議を要する人事

ハ 内閣任命のもの

総理府部内の高級職員で内閣任命にかかわるもの

(理由) 高級職員であり、閣議決定の人事であるからである。

ロ 内閣総理大臣任命のもの

(1) 総理府部内の高級職員の任命で閣議了解にかかわるもの
うち特に必要と認められるもの

(理由) 閣議の了解を要するものであり、かつその性質上特にその必要が認められるからである。

(2) 総理府部内の各種参議金委員の任命で閣議了解にかかわるもの

(理由) 任命につき国会の同意を要するものであり、その関係
上国会の同意を求めることにつき閣議を経る必要があるから
である。

(b) 各省に置かれていた各種審議会委員の任命で閣議了解にか
かわるもの

(理由) 任命につき国会の同意を要するものであり、その関係
上国会の同意を求めることにつき閣議を経る必要があること
に加えて、元来府務の要職の關係上総務長官を任命する性質
のものであるからである。

(4) 特殊銀行の主要役員及び特殊法人の委員等て閣議了解にか
かわるもの

(理由) 前記(1)の理由と同じ

(5) 前記(4)の外総務府關係の審議会委員等に内閣官房長官又は

総 理 府

内閣官房副長官が加わる場合の、その委員の任命
(理由) その審議会の性質上、内閣官房長官も加えるのが適當
だからである。

[Faint, mostly illegible text in the lower section of the page]

(2) 行政各部の施策の統一保持上必要な総合調整等に関する事

一、官房長官の系統に属する内閣審議室所掌事務は一閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な「総合調整」であり、総務長官の系統に属する総理府審議室所掌事務は、「各行政機関の事務の連絡」である。これら二つの事務はそれぞれその目的において概念的には区別しうるところであるが、個々のケースにおいてはしかく判然としなない点もある。現在考えられる両者の区別を例示すれば次のとおりであるが、結局両者の緊密な連絡によつてのみこれら事務の円滑な運営が期待される。

- 官房長官の系統に属するもの
 - (1) 経済關係懇談会、労働關係懇談会、文教關係懇談会等關係が

総 理 府

全部又は大部の構成員となつてゐるもの

- (2) 國際収支緊急対策、災害対策、労働対策、~~労働対策~~等の如く内閣として行政各部の統一保持上総合調整を必要とするもの。

- 総務長官の系統に属するもの
 - (1) 失業対策審議会、観光事業審議会、中央青少年問題協議会、離島振興対策審議会等総理府設置法によつて、総理府の附屬機関とされているもの及び政令、閣議決定等に基づく各種審議会協議会等であつて、その審議客体が主として各省に亘る事務の連絡調整で足りるもの

○総務長官の系統に属するが、官房長官の系統に協議し運営するもの

総理府の附屬機関とされているが、内閣として特に政治的考慮を払うべきものについては、その構成員に官房長官の系統を加える等の配慮をするが、常時緊密に連絡を逃げるようにすべき

ものがある。これに属するものは選挙制度調査会、地方制度調査会等がある。

以上は、主として各種審議会・評議会等に着眼して、区分を明らかにせんとしたものであるが、なお、個々の突発的事案については、予め官房長官と総務長官のいづれがこれを処理することとしておくことはできない。要は、この場合、当該問題が、その後において閣議の問題として如何に係つてくるかという實際に關した判定により、官房長官と総務長官との關意なき結合によつて決せられるべきものと思われる。

(8) 各種審議会等について

内閣及び總理府におかれる各種審議会・評議会の所管区分は別紙の通りである。

總理府

官邸事務所等について

官邸事務所は總理府^{の大臣官房}總務課に所属し、同課および會計課において維持管理を行うも、同課の性格にかんがみ、これが運用上、特に重要な事項については、總務長官と官房長官が協議して行うようにしたい。

なお、懸案たる總理大臣公邸の選定及び選定後の運営についても右と同様に扱いたい。

- 四 分限に伴う予算上の措置及び今後の會計事務の運用について
- 一 内閣及び總理府の分限に伴う予算上の移管等の措置を完了し、その結果は別表の通りとなつた。
- 二 内閣所管の予算に係る會計事務の統括整理については、「府

務の整理」として総務長官において行ふこととなる。

なお内閣官房に係る経費の支出については会計担当の内閣参事官において支出負担行為を行ふものとする。

其 広報参事制の運営について

現在、総理府事務局の広報宣伝の経費から、広報参事六名（何れも報道関係経験者）が置かれている。

これら職員は、総理府に属するものではあるが、本制度創設の趣旨が政府全体の広報活動強化にあることにかんがみ、その運営には総務長官と官房長官とが緊密に連絡されることが必要である。

総
理
府

内閣及び総理府に設置されている各種審議会について
 (一)内閣に設置されている審議会等

(昭三二二六六)

名称	設置根拠	目的	委員等	幹事等	庶務担当部署及び備考
憲法調査会	憲法調査会法	憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、結果を、内閣、国会に報告する。	(会長)一人五選 (副会長)二人五選 (委員)五十八人 国会議員 三十八人 学識経験者二十人 (専門委員)	(幹事)(関係機関職員、学識経験者から任命)	憲法調査会事務局
国防会議	防衛庁設置法 国防会議の構成に関する法律	国防に関する重要事項を審議する。	(議長)総理 (副議長)副総理、外務、大蔵各大臣、防衛、経企各長官 (議長は必要により関係大臣、統合幕僚会議議長等に意見を述べさせる。)	(幹事)(関係行政機関の職員)	国防会議事務局
閣僚審議会	閣僚審議会令	外国為替及び外国貿易管理法に基き、外国為替予算を作成し、及び変更する。	(会長)総理 (委員)外務、大蔵、農林、通産、運輸各大臣、経企長官 (諮問委員)日銀総裁		大蔵省為替局(外国為替予算の作成) 一、予算案の貿易に関する部分は通産省、その他は大蔵省で作成 二、予算案は、大蔵省為替局から審議会に提出する。
治山治水対策協議会	二八七 二八八 閣議決定	水災害の予防対策を実施するため	(委員)大蔵、農林、建設各大臣、自治、経企各長官、内閣官房長官及び学識経験者	(幹事)内閣官房副長官一名、大蔵、農林、建設、自治、経企各事務次官	内閣官房内閣審議室

輸出会議	二九、九 二一 閣議決 定	輸出に關連する施策の基本方針、輸出振興対策、輸出目標その他輸出に關する重要事項を協議する。	<p>(議長) 総理 (副議長) 通産大臣 外務、大蔵、農林、通産、運輸各大臣 経企長官、日銀総裁</p> <p>(幹事会) 議長の指名する 關係各省局長 關係金融機關の理事</p>	通産省
經濟懇談會	三〇、一、二八 閣議決 定	經濟政策に關し、広く意見を求めるため	<p>(構成) 学識経験者若干人</p>	内閣官房内閣 審議室
対日請求権問題關係協談會	三〇、八、五 閣議決 定	賠償その他の対日請求権につき総合的見地から検討し、全般的処理方針等につき協議する	<p>(構成) 外務、大蔵、通産、農林各大臣、経企長官、國務大臣一名、官房長官</p> <p>(幹事会) 官房副長官、法制局次長、外務、大蔵、通産、経企各事務次官(必要に 応じ關係省庁大</p>	外務省
労働問題連絡協談會	三一、四、二七 閣議決 定	総合的な労働対策の円滑適正な推進に資する。	<p>(議長) 労働大臣 (副議長) 官房副長官 (委員) 総務副長官一名、法務、大蔵通産、運輸、郵政、労働、自治、経企各事務官、警察庁長官(必要に 応じ、關係省庁の次官、次長等を参加 せる。</p> <p>(幹事) 内閣官房審議室長、労働省労働局長</p>	労働省
	三一、五、一一 閣議決 定	行政協定の施設及び区域に關する諸問題について協議する。	<p>(構成) 外務、大蔵、農林、建設各大臣及び調達庁担当大臣、自治、防衛各長官、官房長官、総務長官</p> <p>(幹事会) (議長) 調達庁長官 (幹事) 官房副長官、法制局次長</p>	調達庁

基地問題 関係協議 会	経済協力 関係協議 会	公共企業 体審議会
三、七、 八 関係決 定	昭和三 二、六、 一 四 関係決 定	関係決 定
海外投資その他 経済協力に 関する基本問 題について全 般的方針を総 合的見地から 協議する。	公共企業体制 度に関し調査 審議する。	
(構成) 経企長官、 外務、大蔵、農林、 通産、運輸、建設 各大臣 (必要に応じ関係 大臣を加える。)	(会長) 一名委員 の互選 (委員) 学識経験者	二十名
総務副長官、法務、 外務、大蔵、農林、 運輸、建設、自治、 防衛事務次官 (必 要に応じ関係行政 機関の職員を出席 させる。)	(幹事) 経企次長、 外務、大蔵、農林、 通産、運輸、建設 各事務次官 (必要に応じ関係 省庁の事務次官、 次長を加える。)	(幹事) 関係行政機 関の職員
経済企画庁	行政管理庁 昭和三二、一、三 三一まで存置	

(二) 総理府に設置されている審議会等

(昭三二、八)

名称	設置根拠	目的	委員等	幹事等	庶務担当局及び備考
恩給審査会	恩給法 総理府 設置法	恩給法の規定に基く恩給に関する事項を審査する。	(会長) 互選 (委員) 十人 関係行政機関、職員及び学識経験者	(幹事) 五人 関係行政機関の職員	恩給局 昭三二、二、一 五まで内閣総理大臣に結果を報告
臨時恩給等調査会	臨時恩給等調査会法	臨時恩給等調査会法の規定に基き、恩給等に関する事項を調査審議する。	(会長) 互選 (委員) 二十五人 国会議員、関係行政機関の職員及び学識経験者	(幹事) 五人 関係行政機関の職員	恩給局 昭三二、二、一 五まで内閣総理大臣に結果を報告
中央災害救助対策協議会	災害救助法	非常災害に際して救助その他緊急措置に関する事項を	中央災害救助対策協議会 (会長) 総理大臣 (副会長) 厚生大臣 (委員) 関係各大臣、関係各庁官吏、日本赤十字社社長、学識経験者	(事務局長) 総務長官、副長官 (次長) 厚生次官	中央災害救助対策協議会事務局
雇用審議会	雇用審議会設置法	完全雇用の達成を目標として政府の諸施策を運営することに資する。	(会長、副会長) 一名 互選 (委員) 三十人 学識経験者 (専門委員) 三十人 学識経験者	(幹事) 二十人 関係行政機関	内閣総理大臣官房
観光事業審議会	総理府設置法	観光施設の整備、観光客の誘致促進等観光事業に関する重要事項を審議する。	(会長) 互選 (委員) 二十人以内 (専門委員) 学識経験者	(幹事) (関係行政機関職員、学識経験者から任命) 二十人以内	内閣総理大臣官房

檢察官資格審査会	社会保障制度審議会	宿舎審議会	地方制度調査会
<p>檢察庁 法</p>	<p>社会保 障制度 審議会 設置法</p>	<p>国家公 務員の ための 宿舎の 設置に 関する 法律</p>	<p>地方制 度調査 会設置 法</p>
<p>檢察官の適格 に關し審査す る。</p>	<p>社会保障制度 につき調査、 審議及び勧告 を行う。</p>	<p>總理大臣の諮 問に應じ、宿 舎の設置に關 する計画等宿 舎に關する事 項を調査審議 する。</p>	<p>總理大臣の諮 問に應じ、地 方制度に關す る重要事項を 調査審議する。</p>
<p>(会長)互選 (委員)衆議院議員四 人、参議院議員二人、 検事総長、法務事務 次官、最高裁判事一 人、日本弁護士連合 会の会長、日本學士 院会員一人計十一人 委員一名につきそれ ぞれ一名の予備委員 を置く。</p>	<p>(会長、副会長)互選 (委員)四十人 国会議員、関係各庁 の官吏、学識経験者、 社会保障事業関係者 (臨時委員)十二人以 内</p>	<p>(会長)総務長官 (委員)総務副長官、 衆議院事務次長、参 議院事務次長、最高 裁事務総長、大蔵次 官、建設次官、人事 院事務総長</p>	<p>(会長、副会長)互選 (委員)五十人以上 国会議員、関係各行 政機関の職員、地方 公共団体の議会の議 員、地方公共団体の 長、学識経験者</p>
	<p>(幹事)三十人以 内。 関係行政官吏、 学識経験者</p>		<p>(幹事)五十人以 内 関係各行政機関 の職員、学識経 験者</p>
<p>法務大臣官房</p>	<p>社会保障制度審 議会事務局</p>	<p>大蔵省管財局</p>	<p>自治庁</p>

中央青少年問題協 学会	国土総合 開発促進 会	東北開発 審議会
青少年 問題協 議会設 置法	国土総 合開発 法 国土調 査法	東北開 発促進 法
青少年の指導 育成、保護及 びきよ正に 関する事項を 調査審議する。	総合開発計画 の作成に必要 な事項を調査 審議する。	東北開発促進 計画の作成及 び東北開発株 式会社の事業 の基準となる べき事項の外 開発の促進に 関する重要事 項を調査審議 する。
(会長、副会長)五選 (委員)二十五人以上 衆議院議員三人、参 議院議員二人、総務 長官、総務副長官、 法務、大蔵、文部、 厚生、農林、労働、 自治各事務次官、警 察庁次長、次長検事、 最高検事務次長、学 識経験者八人以上 (専門委員)	(会長)五選 (委員)四十五人以上 衆議院議員九人、参 議院議員六人、学識 経験者十五人以上、 関係行政機関職員十 二人以内、地方公共 団体の長三人 (特別委員) (専門委員)	(会長)五選 (委員)三十五人 衆議院議員五人、参 議院議員三人、関係 行政機関の職員十人、 関係県の知事七人、 関係市長を代表する 者一人、関係町村長 を代表する者一人、 学識経験者八人 (専門委員)関係行政 機関の職員、学識経 験者
(幹事)二十五人 以内 関係行政機関の 職員、最高裁の 職員、学識経験 者	(幹事)二十人以 内 関係行政機関職 員	(幹事)二十人 関係行政機関の 職員
内閣総理大臣官 房	経済企画庁開発 部	経済企画庁

電源開発 調査審議 会	資金運用 部資金運 用審議会	特殊土 じょう地帯 対策審議 会	雄島振興 対策審議 会
電源開 発促進 法	資金運 用部資 金法	特殊土 じょう 地帯災 害防除 及び振 興臨時 措置法	雄島振 興法
電源開発基本 計画等を調査 審議する。	資金運用部資 金の運用方針 等重要事項を 調査審議する。	特殊土じょう 地帯における 災害防除及び 農地改良に關 する重要事項 を調査審議す る。	雄島に關する 重要事項を調 査審議する。
(会長) 総理 (委員) 大蔵、農林、 通産、建設各大臣、 経済企画庁、自治庁 長官、学識経験者八 人 (専門委員)	(会長) 総理 (副会長) 大蔵、郵政 大臣 (委員) 自治、経済企 画、大蔵、厚生、郵 政各事務次官、会計 検査院事務総局次長、 日銀総裁、学識経験 者三人以内	(会長) 互選 (委員) 十九人以内 自治、経済企画、 大蔵、農林、運輸、 建設各事務次官、都 道府県知事二人、都 道庁長官二人、 市町村議会議長二人、 大学教授二人、農業 団体代表者三人以内	(会長) 互選 (委員) 三十人以内 衆議院議員七人、参 議院議員四人、自治 経済企画、大蔵、文 部、厚生、農林、通 産、運輸、郵政、建 設各事務次官、都道 府県知事三人、市町 村長三人、学識経験 者三人
(幹事) 十五人以 内 関係行政機関職 員	(幹事) 十三人以 内 関係行政機関職 員、日本銀行職 員	(幹事) 二十五人 以内 関係行政機関職 員	(幹事) 二十人以 内 関係行政機関職 員
経済企画庁計画 部	大蔵管理財局	経済企画庁開発 部	経済企画庁計 画部

奄美群島復興委員会	奄美群島復興特別措置法	奄美群島の復興に関する重要事項を調査審議する。	(会長)五選 (委員)二十人以上以内 関係行政機関職員、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長、学識経験者	(幹事)二十人以上以内 関係行政機関及び鹿児島県職員	自治庁行政部
海外移住審議会	総理府設置法	總理大臣及び閣僚大臣の諮問に依り、海外移住政策に関する重要事項を調査審議する。	(会長) 總理 (委員)三十人以上以内 國務大臣、学識経験者	(幹事)十五人以上以内 内務副長官、関係各行政機関職員	外務省移住局
原子力委員会	原子力委員会設置法	原子力利用に関する諸事項を企画、審議決定する。	(委員長) 科学技術庁長官たる國務大臣 (委員) 四人 (参考)十五人以上以内		科学技術庁原子力局
委員会	総理府設置法	總理大臣、関係大臣の諮問に依り、亮春対策に関する重要事項を調査審議する。	学識経験者 (専門委員)三十人以上以内 学識経験者	(幹事)二十人以上以内 関係行政機関職員、最高裁職員	内閣總理大臣官房
亮春対策審議会	総理府設置法	總理大臣、関係大臣の諮問に依り、亮春対策に関する重要事項を調査審議する。	(会長、副会長)五選 (委員)二十五人以上以内 関係行政機関職員、最高裁職員、亮春対策に關し識見ある者 (専門委員)	(幹事)二十人以上以内 関係行政機関の職員	建設省道路局
国土開発縦貫自動車道建設審議会	国土開発縦貫自動車道建設法	国土開発縦貫自動車道の予定路線及び高速自動車国道の路線の指定等につき調査審議する。	(会長)内閣總理大臣 (委員)二十九人 大蔵、農林、通産、運輸、建設各大臣、国家公安委員会委員長、自治庁、経企各長官、衆議院議員八人、参議院議員五人、学識経験者八人	(幹事)二十人以上以内 関係行政機関の職員	建設省道路局

覚せい剤 問題対策 推進中央 本部	三〇、一、 二八、 閣議決 定	覚せい剤問題 解決のための 施策の推進及 び連絡協議	(本部長) 厚生大臣 (副本部長) 総務長官 (部長) 総務副長官、 法務、大蔵、文部、 厚生、通産、労働、 自治各事務次官、 警察次長、最高検 査庁検事一人	(幹事) 関係行政機関の 職員	覚せい剤問題 対策推進中央 本部事務局(厚 生省)
交通事故 防止対策 本部	三〇、三、 二〇、 閣議決 定	交通事故防止 の総合的対策 を推進する。	(本部長) 総務長官 (副本部長) 総務副長官 (部長) 総理府官房 警察庁、自治庁、 法務、文部、通産、 運輸、労働、建設 各省の関係局長等	(幹事) 関係各行政機関 の職員	内閣総理大臣 官房審議室
特需等対 策連絡会 議	三〇、八、 五、 閣議了 解	特需等の問題 について関係 行政機関が連 絡協議する。	(議長) 総務副長官 (総理大臣が指定 する) (構成) 調達、防衛、 経企、外務、大蔵 通産、労働等の各 省庁の職員	(参与) 十五人学識経験 者	(総理大臣) 内閣官房審議 室 昭三二二二三 一まで存置
官庁新生 活運動連 絡会議	三〇、八、 一、二、 閣議決 定	各省庁におい て行う新生活活 運動の連絡調 整に当る。	総務副長官を議長 とし、総理府、各 省警察庁、官内庁、 調達庁、行政管理 庁、北海道開発庁、 自治庁、防衛庁、 経済企画庁の官房 長又はこれに準ず る者	内閣総理大臣 官房審議室	内閣総理大臣 官房
スポーツ	三二、二、 一三、 閣議決 定	スポーツ振興 に関する緊急	(会長、副会長) 各 一名	内閣総理大臣 官房	内閣総理大臣 官房

振興審議会	公共企業 体等給与 実態調査 連絡会議	選挙制度 調査会
閣議決 定	三二七 五 閣議決 定	総理府 設置法
な重要施策に ついて調査審 議する。	公共企業体等 職員の給与の 実態調査の全 面、指導、審 査等を行う。	総理大臣の諮 問に依り、選 挙制度に關し る重要事項を 調査審議する。
委員の互選 (委員) 学識経験者 二十名	(議長) 総務副長官 (副議長) 総理府、 大蔵、農林、通産、 郵政、運輸、労働、 各省等の職員	(会長、副会長) 互選 (委員) 三十五人以内 國務大臣、關係行政 機關の職員、学識經 験者 (臨時委員) 五人以内 (専門調査員) 五人以 内
		(幹事) 二十人 以内 学識経験者
昭和三三、三三 一まで存置	内閣総理大臣 官房	自治庁

裏面白紙

「内閣政算の一部を改正する法律」の施行に伴う予算措置

1 総務長官、総務副長官、総務官設置に要する経費は下記のとおり既送予算の流用により措置した。

総額 6,471,000円

内訳

- (1) 俸給金5-11類 1,414,000円
- (2) 庁費、旅費の類 4,057,000円
- 補助職員4名分 362,000円
- 自動車購入 1,800,000円
- 租、荷子類購入 570,000円
- 長官室其他の設備 453,000円
- 其の他 360,000円

(3) 交際費の類 832,000円

2 総理大臣官房の一部及公国債会議事務局の内閣への移転に伴う予算は予算総則によつて下記のとおり議院府から内閣へ移し替えた。

総額 177,154,000円

内訳

- (1) 官房の分 166,083,000円
- (2) 国債会議の分 11,071,000円

3 小樽情報局及公引揚同掘河築港議会の厚生省への移転に伴う予算は予算総則によつて下記のとおり飛運府から厚生省へ移し替えた。

総額 1,595,000円

内訳

- 中 小樽情報局の分 1,295,000円
- 四 引揚同掘河築港議会の分 300,000円

裏面白紙

覚書 (案)

別紙の人事は、その決定の都度、事前に総理府総務長官と内閣官
房長官とが緊密に協議するものとする。

昭和三十三年八月一日

内閣官房長官 愛知 揆一
総理府総務長官 今松 治郎

総理府

(別紙)

一、総理府関係人事のうち閣議決定にかかわるもの又は閣議了解にかかわるもの

例

内閣任命

官内庁長官

総理府総務副長官

内閣総理大臣任命(閣議了解)

総理府内閣の長

省長官、局長、次長及び土地調整委員会の事務局長

調達庁長官

総理府

原子力委員会委員

公正取引委員会委員長及び委員

国家公安委員会委員

土地調整委員会委員長及び委員

首都圏整備委員会委員

地方財政審議会委員

中央選挙管理委員会委員及び事務局長

公安審査委員会委員長及び委員

旧軍港市固有財産処理審議会委員

社会保険審査会委員

漁港審議会委員

商品取引所審議会会長及び委員

裏面白紙

運輸審議会委員

労働保険審査会委員

公共金業体等労働委員会公益委員

日本輸出入銀行及び日本開発銀行の總裁、副總裁

日本放送協会経営委員会委員長及び委員

ニ 右の外、総理府関係の審議会委員等に内閣官房長官等が加わる
場合、その委員の人事

地方制度調査会委員

選挙制度調査会委員

総
理
府